

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下、令和2年度及び令和3年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定では、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の4事業を実施しております。

令和3年度の経常収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金や利子補給金、助成費補助金等の国からの財源措置により40,547百万円、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により62,486百万円となったこと等から、当期総損失は21,939百万円となっております。

なお、この当期総損失は、通則法第44条第2項の規定に基づき繰越欠損金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
経常費用	41,142	62,486	経常収益	41,950	40,547
福祉医療貸付業務費	38,180	59,412	運営費交付金収益	1,384	1,612
経営指導業務費	467	475	福祉医療貸付事業収入	35,467	33,915
福祉保健医療情報サービス業務費	798	949	経営指導事業収入	20	21
社会福祉振興助成業務費	850	810	福祉保健医療情報サービス事業収入	5	3
一般管理費	841	837	社会福祉振興助成事業収入	11	11
雑損	3	1	補助金等収益	4,153	3,988
			寄附金収益	186	147
			資産見返運営費交付金戻入	360	432
			資産見返補助金等戻入	43	86
			賞与引当金見返に係る収益	147	154
			退職給付引当金見返に係る収益	159	167
			雑益	10	6
当期純利益又は当期純損失	817	△21,939	臨時利益	9	0
当期総利益又は当期総損失	817	△21,939			

(2) 共済勘定

令和3年度の経常収益は117,841百万円であり、経常費用は115,738百万円となっております。この他、法令に基づく引当金等に係る臨時損失3,233百万円、臨時利益1,133百万円を計上し、当期総利益は3百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
経常費用	116,413	115,738	経常収益	116,622	117,841
退職手当共済業務費	116,307	115,640	運営費交付金収益	616	589
一般管理費	106	97	退職手当共済事業収入	64,804	66,708
			補助金等収益	51,112	50,488
			資産見返運営費交付金戻入	38	32
			賞与引当金見返に係る収益	16	15
			退職給付引当金見返に係る収益	34	6
			雑益	0	0
臨時損失	1,752	3,233	臨時利益	1,585	1,133
当期純利益又は当期純損失	40	3			
当期総利益又は当期総損失	40	3			

(3) 保険勘定

令和3年度の経常収益は20,523百万円、経常費用は21,835百万円となっており、経常損失1,312百万円を計上しております。この他、法令に基づく引当金等に係る臨時利益3,194百万円を計上し、当期総利益は1,881百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
経常費用	21,712	21,835	経常収益	24,410	20,523
心身障害者扶養保険業務費	21,689	21,804	運営費交付金収益	97	90
一般管理費	22	31	心身障害者扶養保険事業収入	24,330	20,393
			資産見返運営費交付金戻入	0	0
			賞与引当金見返に係る収益	5	5
			退職給付引当金見返に係る収益	△22	33
			雑益	0	0
当期純利益又は当期純損失	4,621	1,881	臨時利益	1,923	3,194
当期総利益又は当期総損失	4,621	1,881			

(4) 年金担保貸付勘定

令和3年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により897百万円、経常費用は業務委託費等により867百万円を計上し、当期総利益は32百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
経常費用	912	867	経常収益	1,053	897
年金担保貸付業務費	852	808	年金担保貸付事業収入	1,028	868
一般管理費	60	59	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			雑益	24	29
当期純利益又は当期純損失	145	29	臨時利益	4	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5	2			
当期総利益又は当期総損失	150	32			

(5) 労災年金担保貸付勘定

令和3年度の経常収益は17.4百万円、経常費用は16.5百万円を計上し、当期総利益は0.9百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
経常費用	17.7	16.5	経常収益	19.2	17.4
労災年金担保貸付業務費	15.5	14.7	労災年金担保貸付事業収入	18.1	15.9
一般管理費	2.2	1.7	資産見返運営費交付金戻入	0.0	0.0
			雑益	1.0	1.4
当期純利益又は当期純損失	1.6	0.9	臨時利益	0.2	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0.0	0.0			
当期総利益又は当期総損失	1.7	0.9			

(6) 承継債権管理回収勘定

令和3年度の経常収益は10,151百万円、経常費用は1,176百万円となっております。この他、貸倒引当金戻入益等により臨時利益63百万円計上し、当期総利益は9,038百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理を行った後、令和4年7月31日に令和4年4月1日改正前機構法附則第5条の2第7項及び同法施行令附則第5条の2第3項及び第6項の規定に基づき、その全額を国庫納付しております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
経常費用	1,266	1,176	経常収益	12,123	10,151
承継債権管理回収業務費	1,141	1,081	承継債権管理回収業務収入	12,115	10,149
一般管理費	124	94	資産見返運営費交付金戻入	1	1
			財務収益	4	0
			雑益	2	1
当期純利益又は当期純損失	11,000	9,038	臨時利益	144	63
当期総利益又は当期総損失	11,000	9,038			

(7) 一時金支払等勘定

令和3年度の経常収益及び経常費用は321百万円を計上し、損益均衡となっております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
経常費用	1,364	321	経常収益	1,354	321
一時金支払等業務費	1,349	309	補助金等収益	1,354	321
一般管理費	14	12	資産見返補助金等戻入	0	0
			財務収益	0	-
			雑益	0	0
当期純利益又は当期純損失	-	-	臨時利益	9	-
当期総利益又は当期総損失	-	-			

(8) 補償金支払等勘定

令和3年度の経常収益及び経常費用は1,117百万円を計上し、損益均衡となっております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
経常費用	8,888	1,117	経常収益	8,888	1,117
補償金支払等業務費	8,861	1,100	補助金等収益	8,888	1,117
一般管理費	26	16	資産見返補助金等戻入	0	0
			財務収益	0	-
			雑益	0	0
当期純利益又は当期純損失	-	-			
当期総利益又は当期総損失	-	-			

2. 将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の中で、このまま人口減少が進行した場合、将来的な経済規模の縮小や生活水準の低下、社会保障の負担増など、各種制度維持に深刻な影響をもたらすことが懸念されております。これらの諸問題に対して、政府では「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」を始めとした政策が打ち出され、各分野における施策が進められております。

保育・介護の分野においては、子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、増大する保育・介護のニーズに対応したサービス基盤の確保や、求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて必要な施策の推進が求められております。「ニッポン一億総活躍プラン」では、2020年代初頭までに約50万人分の介護の受け皿の整備、介護ロボットやICT等を活用した介護の生産性向上の推進、「新子育て安心プラン」では、待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和6年度末までに約14万人分の保育の受け皿の整備といった具体的な施策が掲げられているところです。

医療の分野においては、将来の医療の必要量を踏まえた医療機能の分化・連携を進め、限られた医療資源の適正な配分を図ることにより、増大する医療サービスの需要に対応する地域医療提供体制を構築するため、都道府県においては、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療機能ごとに各地域の2025年の医療需要と病床の必要量を推計する地域医療構想の策定を完了しており、政府においては「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」で、今後の医療ニーズや人口動態の変化、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえ、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革を進めることや、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行うとともに、地域医療連携推進法人の有効活用、都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置を含め地域医療構想を推進することなどが掲げられております。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、それぞれの政策の実現を推進する政策金融機関としてますます重要となる役割を果たすべく、特別養護老人ホーム、小規模・多機能型サービス拠点、地域密着型サービス拠点、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤、保育所等の福祉施設や病院、診療所等の医療施設に対する融資やNPO等への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参存です。

(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している当機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(2) 内部統制の充実

平成26年4月1日より金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を構築・運用しております。

具体的には、内部統制基本方針を定め、理事長のもと当機構の内部統制全体を審議するガバナンス委員会を設置し、そのもとで、金融検査マニュアルを参考に、

- ・ 法令等遵守
- ・ 各リスク管理（統一的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク等）
- ・ 顧客保護等

などのそれぞれの統括管理責任部門を定め、その役割（モニタリング・報告態勢等）を明確にし、必要な内部規程等を整備しております。また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行っております。

これらの態勢を適正に運用することにより、当機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図って参ります。

(3) 業務・システムの効率化と情報化の推進

情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、利用者の利便性向上及び政府の方針を踏まえた情報セキュリティ対策を実施しつつ、情報システムの整備及び当機構が行う事業・業務の情報化を計画的かつ合理的に進めるとともに、情報化推進体制の強化を図って参ります。

(4) 東日本大震災等の被災者に対する迅速な対応

東日本大震災、平成 28 年熊本地震等の激甚災害により被災した社会福祉施設、医療施設等の復旧を支援するため、一定期間無利子や融資率を 100%とする等の優遇措置を講じるとともに、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間及び据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等）を講じており、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援して参ります。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る迅速な対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障がある社会福祉施設、医療施設等の資金繰りを支援するため、一定期間無利子、貸付限度額及び無担保貸付額の拡充、償還期間及び据置期間の延長等の優遇措置を講じた他、既往債務に係る返済猶予等を実施するなど、福祉医療基盤の維持・存続を支援しております。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国の政策・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備や、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築を支援するなど、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等を実現するため、政府と一体となって事業を推進しております。従って、これらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第 32 条及び第 35 条等により、各事業年度における業務の実績について厚生労働大臣の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、中期目標の期間の終了時までには、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

① 信用リスクについて

貸付先の財務状況の悪化等により、貸付債権の価値が減少又は消失することで、債権の回収が不可能又は困難となり、損失を被る可能性があります。

そのため、当該債権の早期把握に努め、必要に応じて再建計画策定の指導及び整理・回収を行うとともに、自己査定を踏まえた償却・引当を適切に実施するなど、信用リスク管理の取組みを推進しています。

(ア) 一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

(イ) 年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性があります。借入希望者の多くが利用する公益財団法人年金融資福祉サービス協会*による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

(ウ) 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものです。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性があります。平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

※ 公益財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、令和 3 年度における貸付利用者のうち 100.0% (年金担保貸付 100.0%、労災年金担保貸付 100.00%) が当制度を利用しております。

<貸付事業における債権分類について>

一般勘定においては、平成 10 年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、リスク管理債権の区分等を開示しております。また、年金担保貸付勘定においては平成 13 年度から、労災年金担保貸付勘定においては平成 16 年度から、それぞれ業務の開始に伴い開示しております。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	10,742	17,574
危険債権	(B)	63,933	25,767
三月以上延滞債権	(C)	384	178
貸出条件緩和債権	(D)	191,917	179,680
小計=(A)+(B)+(C)+(D)	(E)	266,976	223,200
正常債権	(F)	4,610,090	5,040,298
合計=(E)+(F)	(G)	4,877,066	5,263,499
比率 (E)/(G)		5.48%	4.24%

(年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	28	71
危険債権	(B)	1	6
三月以上延滞債権	(C)	1	2
貸出条件緩和債権	(D)	11	0
小計=(A)+(B)+(C)+(D)	(E)	43	80
正常債権	(F)	34,851	31,545
合計=(E)+(F)	(G)	34,895	31,625
比率 (E)/(G)		0.12%	0.25%

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	0	0
危険債権	(B)	0	0
三月以上延滞債権	(C)	0	0
貸出条件緩和債権	(D)	1	0
小計=(A)+(B)+(C)+(D)	(E)	2	1
正常債権	(F)	843	790
合計=(E)+(F)	(G)	845	792
比率 (E)/(G)		0.28%	0.18%

(承継債権管理回収勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	7,642	6,919
危険債権	(B)	487	458
三月以上延滞債権	(C)	1,993	1,479
貸出条件緩和債権	(D)	10,173	8,271
合計=(A)+(B)+(C)+(D)	(E)	20,296	17,129
正常債権	(F)	283,681	236,939
合計=(E)+(F)	(G)	303,977	254,069
比率 (E)/(G)		6.67%	6.74%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- (A) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
- (B) 危険債権 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(A)に掲げるものを除く。）をいう。
- (C) 三月以上延滞債権 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(A)及び(B)に掲げる貸出金に該当するものを除く。）をいう。

- (D) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（(A)から(C)までに掲げる貸出金に該当するものを除く。）をいう。
- (F) 正常債権 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(A)から(D)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

注2) 一般勘定における総貸付残高(F)には、以下の貸付受入金が含まれております。

・令和2年度貸付受入金	56,819百万円
・令和3年度貸付受入金	40,536百万円

注3) 承継債権管理回収勘定

(1) 総貸付残高(F)には、以下の仮受金が含まれております。

・令和2年度仮受金	518百万円
・令和3年度仮受金	527百万円

(2) 債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権の正常債権については、リスク管理債権に含めておりません。

・令和2年度	761百万円
・令和3年度	597百万円

(3) リスク管理債権のうち、金融機関の保証で全額回収が見込まれる債権があり、当該債権額とその額を除いた比率は以下のとおりです。

・令和2年度	12,798百万円	2.47%
・令和3年度	10,450百万円	2.63%

注4) 金額の百万円未満は、切り捨て表示しております。

<貸出金の自己査定について>

当機構における令和3年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりです。

(一般勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	20,203	3,189,721
	要注意先	16,028	1,987,106
	要管理先以外	15,707	1,758,805
	要管理先	321	228,300
	計	36,231	5,176,828
貸倒懸念債権	破綻懸念先	64	25,767
破産更生債権等	実質破綻先	84	9,312
	破綻先	31	8,261
	計	115	17,574
合 計		36,410	5,220,169

(年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	106,900	31,436
	要注意先	39	8
	要管理先以外	28	5
	要管理先	11	2
	計	106,939	31,444
貸倒懸念債権	破綻懸念先	20	6
破産更生債権等	実質破綻先	9	4
	破綻先	234	66
	計	263	77
合 計		107,202	31,522

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	1,715	788	
	要注意先	1	0	
		要管理先以外	1	0
		要管理先	0	0
	計	1,716	788	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	0	
破産更生債権等	実質破綻先	0	0	
	破綻先	5	0	
	計	6	0	
合計	計	1,722	790	

(承継債権管理回収勘定)

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	42,690	106,496	
	要注意先	55,124	140,047	
		要管理先以外	38,452	106,461
		要管理先	16,672	33,586
	計	97,814	246,543	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	82	271	
破産更生債権等	実質破綻先	465	2,077	
	破綻先	1,572	4,841	
	計	2,037	6,918	
合計	計	99,933	253,735	

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者の他、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 要注意先に対する債権のうち三月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）となっている債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実は発生している債務者をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高 40,536 百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しております。

注4) 金額の百万円未満は、切り捨て表示しております。

② 市場リスクについて

社会経済状況の変化及び金利を始めとする様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。

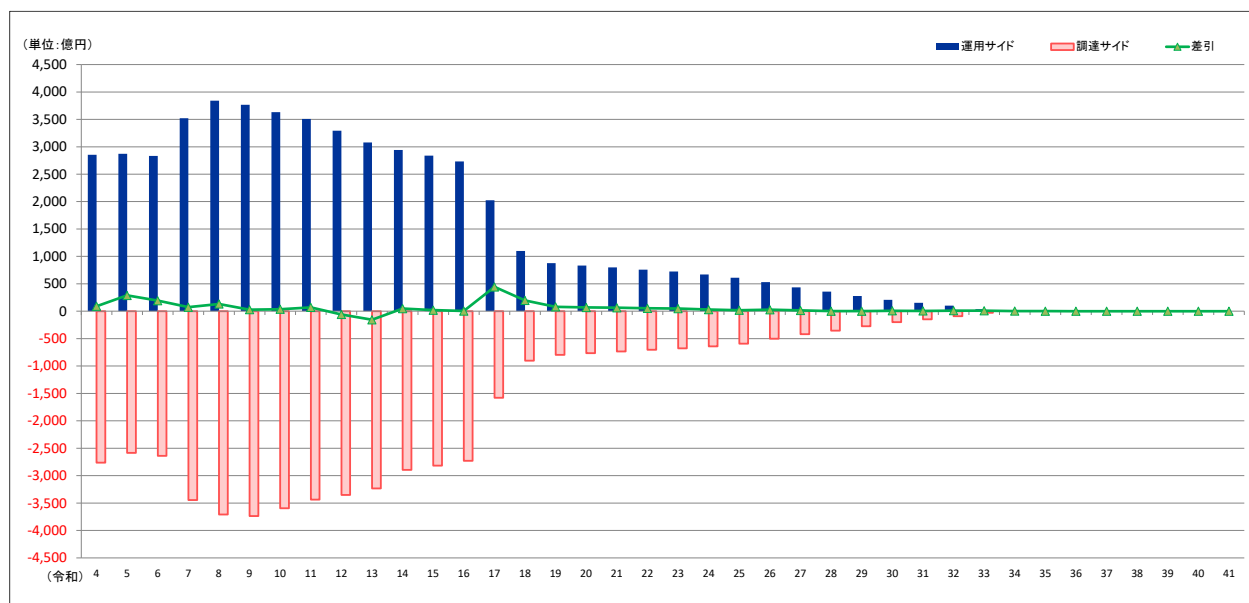
(ア) 金利リスク等について

当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、再運用リスクの軽減を図っております。

このように、金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性があります、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。
 なお、当機構では、資産・負債を総合的に管理する観点から、金利リスクの把握・分析に努めており、デュレーション分析、マチュリティラダー分析等の手法を活用しております。

令和3年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティラダーグラフ



< 令和3年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素 >

運用サイド (貸付金)	調達サイド (借入金・債券)
○貸付金残高 福祉貸付 25,844 億円 医療貸付 26,763 億円 計 52,607 億円 (貸付金償還方法) 福祉貸付 ・元金均等毎月償還 (利息も同じ) 医療貸付 ・元金均等毎月または3か月賦償還 (利息も同じ)	●借入金等残高 財政融資資金借入金 47,976 億円 債券 (財投機関債) 2,370 億円 貸付受入金相当分 405 億円 計 50,751 億円 (財政融資資金借入金償還方法) 元金均等年2回償還 (利息も同じ) (債券償還方法) 満期一括償還 (利息年2回)
○貸付平均利回り 福祉貸付 0.77% 医療貸付 0.57% 計 0.67%	●借入金等平均利回り 財政融資資金借入金 0.54% 民間借入金 (短期) 0.09% 債券 (財投機関債) 0.69% 計 0.55%
○貸付平均残余年数 福祉貸付 17.59 年 医療貸付 15.24 年 計 16.40 年	●借入金等平均残余年数 財政融資資金借入金 16.50 年 債券 (財投機関債) 4.83 年 計 15.95 年
○当初平均貸付期間 福祉貸付 19.09 年 医療貸付 18.31 年 計 18.73 年	●当初平均借入等期間 財政融資資金借入金 19.73 年 債券 (財投機関債) 10.00 年 計 19.41 年
○デュレーション 9.01	●デュレーション 8.97

③ 流動性リスクについて

市場環境変化及び想定外の貸付実行や回収遅延等により、必要な資金確保が困難になり、資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで、損失を被る可能性があります。

(4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第5条の2の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成18年4月1日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行っております。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4. 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5. 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 貸借対照表について

法人全体の資産は、5兆6,508億円となっております。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の5兆1,853億円が全体の91.76%を、また、承継債権管理回収勘定の2,900億円が5.13%を占めております。

その資産の主なものは長期貸付金となっており、一般勘定においては5兆2,201億円を、また、承継債権管理回収勘定で2,532億円を計上しており、それぞれ資産全体の92.37%、4.48%を占めております。

一方、負債については一般勘定の5兆443億円が全体の96.84%を占めており、その大半が福祉医療貸付事業の財源となる借入金等となっております。

<各勘定別の財政状態>

(単位：百万円)

区分	資産の部	負債純資産合計		
		負債の部	純資産の部	
一般勘定	5,185,328	5,044,343	140,984	5,185,328
共済勘定	54,418	54,324	94	54,418
保険勘定	72,372	62,939	9,432	72,372
年金担保貸付勘定	31,973	31,456	516	31,973
労災年金担保貸付勘定	2,028	33	1,994	2,028
承継債権管理回収勘定	290,060	1,101	288	290,060
一時金支払等勘定	8,569	8,569	-	8,569
補償金支払等勘定	6,133	6,133	-	6,133
法人全体	5,650,883	5,208,901	441,982	5,650,883

(2) 行政コスト計算書について

法人全体の行政コストは206,793百万円となっておりますが、その大半を占める共済勘定の行政コスト118,971百万円のうち115,085百万円は、退職手当共済事業において支給している社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金となっております。その他、一般勘定の行政コスト62,486百万円のうち27,275百万円は、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源に係る借入金利息等となっております。

(単位：百万円)

区分	行政コスト		
	損益計算書上の費用	その他行政コスト	
一般勘定	62,486	0	62,486
共済勘定	118,971	-	118,971
保険勘定	21,835	-	21,835
年金担保貸付勘定	867	0	868
労災年金担保貸付勘定	16	-	16
承継債権管理回収勘定	1,176	-	1,176
一時金支払等勘定	321	-	321
補償金支払等勘定	1,117	-	1,117
法人全体	206,793	0	206,793

(3) 損益計算書について

法人全体の経常収益は1,914億円となっております。勘定別では、共済勘定の1,178億円が全体の61.56%、一般勘定の405億円が21.18%、保険勘定の205億円が10.72%をそれぞれが占めております。

一方、経常費用は法人全体で2,035億円であり、共済勘定の1,157億円が全体の56.85%を、一般勘定の624億円が30.69%を占めております。

法人全体の当期総損失は109億円となっており、一般勘定の当期総損失219億円、承継債権管理回収勘定の当期総利益90億円、保険勘定の当期総利益18億円が大半を占めております。

なお、当機構では機構法第15条、機構法附則第5条の2第5項及び第5条の3第2項並びに第5条の5第2項に基づき区分経理することとなっております。各勘定別の詳細につきましては、本説明書46～48ページの「発行情報の部 第2 事業の状況 1.業績等の概要」をご参照ください。

<各勘定別の経営成績>

(単位：百万円)

区分	経常収益	経常費用	経常利益 又は経常損失	臨時利益	臨時損失	前中期目標期間 繰越積立金取崩額	当期総利益 又は当期総損失
一般勘定	40,547	62,486	△21,939	0	-	-	△21,939
共済勘定	117,841	115,738	2,102	1,133	3,233	-	3
保険勘定	20,523	21,835	△1,312	3,194	-	-	1,881
年金担保 貸付勘定	897	867	29	-	-	2	32
労災年金担保 貸付勘定	17	16	0	-	-	0	0
承継債権管理 回収勘定	10,151	1,176	8,974	63	-	-	9,038
一時金 支払等勘定	321	321	-	-	-	-	-
補償金 支払等勘定	1,117	1,117	-	-	-	-	-
法人全体	191,416	203,559	△12,143	4,391	3,233	2	△10,982

(4) 純資産変動計算書について

令和4年4月1日改正前機構法附則第5条の2第6項に基づく国庫納付(承継債権管理回収勘定)及び独立行政法人通則法第46条の2第1項に基づく国庫納付(労災年金担保貸付勘定)により資本金が54,366百万円減少した一方、令和2年度補正予算による出資金の受入101,910百万円及び繰越欠損金21,985百万円を計上したことから、法人全体の純資産額は441,982百万円となっております。

(単位：百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算差額等	純資産合計
当期首残高	394,956	△798	22,266	-	416,424
当期変動額	47,543	△0	△21,985	-	25,557
当期末残高	442,500	△798	280	-	441,982

(5) キャッシュ・フロー計算書について

法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは4,007億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは96億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは3,877億円の収入となっております。その結果、資金減少額が33億円となり、資金期末残高は1,069億円となっております。

(単位：百万円)

区分	業務活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	資金増加額 又は資金減少額	資金期首残高	資金期末残高
一般勘定	△396,597	△502	392,809	△4,290	10,231	5,940
共済勘定	1,830	△0	△16	1,813	52,256	54,070
保険勘定	△2,417	2,425	△3	3	38	41
年金担保 貸付勘定	3,291	△0	△4,381	△1,090	1,392	302
労災年金担保 貸付勘定	55	△0	△615	△560	1,796	1,235
承継債権管理 回収勘定	△5,512	7,699	△20	2,165	28,556	30,722
一時金 支払等勘定	△319	△0	△2	△321	8,880	8,558
補償金 支払等勘定	△1,102	△0	△2	△1,105	7,227	6,122
法人全体	△400,773	9,621	387,766	△3,385	110,381	106,995

(6) 令和4年度財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

令和4年度政策コスト分析結果は下記のとおりです。

なお、政策コスト分析では、令和4年度財政投融資対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされております。分析は、令和5年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われております。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	708億円	38年間

なお、当該分析の詳細につきましては財務省ホームページで公表されております。

○財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa040728/12.pdf

(7) 令和3年度業務実績の大臣評価等について

① 令和3年度業務実績の大臣評価結果

当機構は、通則法第32条に基づき、各事業年度における業務の実績について、厚生労働大臣の業績評価を受けております。以下は、当機構の令和3年度業務実績の評価結果（令和4年8月24日付）を要約したものです。なお、評価結果の全文につきましては、当機構ホームページ及び厚生労働省ホームページで公表されております。

<p>○令和3年度業務実績全般の評価</p> <p>項目別評定は15項目中、Aが4項目、Bが11項目であり、うち重要度「高」であるものはAが4項目であった。</p> <p>全体の評定を引き下げる事象はなかったことから、「B」評価とする。</p> <p>福祉医療貸付事業は、3つの指標の達成度平均は125.7%となり、国の福祉医療政策等に沿った政策融資が、非常に効果的かつ効率的に行われていることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p>福祉医療経営指導事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によりWEB開催となったセミナーを除く3指標の達成度平均は151.8%となっている。また、定性面においても、代替措置としてオンラインセミナーを配信していることや、リサーチレポート、行政機関向けセミナー、経営支援業務など多岐にわたる取組みを実施し、官民間問わず有益な情報を提供していることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p>社会福祉振興助成事業は、定量的な目標を達成していることに加え、継続して評価手法の改善や優良事例の周知に努め、また助成事業を通じて助成団体内外に対して波及する効果を上げているなど、効果的な助成ができており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。</p> <p>退職手当共済事業は、2つの指標の達成度平均は147.2%となっていること、幅広い制度周知により事業の増進に繋がる取組みをしていることを総合的に勘案し「A」評価とする。</p> <p>心身障害者扶養保険事業は、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を16回行い、定量的な指標の目標値を上回るなど、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。</p> <p>福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）は、2つの指標の達成度平均は177.9%を達成していること、WAMNETの情報利用者を対象としたアンケート調査では満足度が97.5%と評価が高いこと、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、利用者の利便性向上が図られていることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p>年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、利用者等への幅広い周知が図られる態勢を整え、令和4年3月末の新規申込受付終了まで利用者等に特段の混乱が生じることのない運用を行うなど、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるなど、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。</p> <p>一時金支払等業務及び補償金支払等業務は、毎月確実に支払いを完了するなど、支払業務を適切かつ迅速に実施しており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。</p> <p>業務・システムの効率化と情報化の推進については、業務の効率化に向けた各種システムの改修、整備に取り組んでいること、各種研修による情報システムや情報セキュリティに関する知識の習得、職員のICTリテラシーの向上を図るなど、業務・システムの効率化と情報化の推進に努めており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。</p> <p>経費の節減については、令和3年度における一般管理費及び業務経費の節減率に係る目標を達成し、事</p>
--

務の効率化及び経費の節減に努めており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。

運営費交付金以外の収入の確保等については、債券発行による資金調達及び不要財産の国庫納付について、円滑かつ適切に行われており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備については、組織としての迅速かつ的確な意思決定、情報の共有化及び問題意識の統一を徹底するとともに、時勢に応じた組織体制の見直し・強化、事業間の連携による効率的な業務運営の実施など、組織全体として効率的かつ効果的な業務運営体制の整備に取り組んでおり、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。

内部統制の充実については、内部統制の充実及び情報セキュリティ対策の強化に積極的に取り組んでおり、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。

人事に関する事項については、ワーク・ライフ・バランスの推進や研修制度の充実等に努めており、時勢に沿った人事施策の改善充実を図るなど、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。

②中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績の評価結果

当機構の第4期中期目標期間は令和4年度が最終年度であることから、通則法第32条に基づき、厚生労働大臣より、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における評価を受けております。以下は、当機構の第4期中期目標期間の業務実績の見込評価結果（令和4年8月24日付）を要約したものです。なお、評価結果の全文につきましては、当機構ホームページ及び厚生労働省ホームページで公表されております。

○中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績全般の評価

項目別評定は15項目中、Aが4項目、Bが11項目であり、うち重要度「高」であるものはAが4項目であった。

全体の評定を引き下げる事象はなかったことから、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、Bとした。

項目別評定については、概ね令和3年度業務実績評価と同内容となっている。

③業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について

通則法第35条において、「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする」とされていることから、厚生労働省において独立行政法人福祉医療機構に係る当該検討の結果及び講ずる措置の内容について、令和4年8月26日付にて独立行政法人評価制度委員会に通知しております。なお、詳細につきましては、厚生労働省ホームページで公表されております。

○当機構ホームページ

- ・令和3年度業務実績評価結果、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績評価結果
<https://www.wam.go.jp/hp/koukai-tabid-63/koukai-jisseki-tabid-118/>

○厚生労働省ホームページ

- ・令和3年度業務実績評価結果、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績評価結果
<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/seisaku-hyouka.html>
- ・業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shokanhoujin/dokuritsu/shiryouto/>

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

令和3年度における主要な設備等への支出実績は特にありません。

2. 主要な設備の状況

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	工 具 器 具 備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所等	東京都 港区他	8	-	0	765	-	-	773

3. 設備の新設・除却等の計画

令和4年度の主要な設備等への支出計画は特にありません。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末
一般勘定	21,787	21,787	21,787	58,694	160,604
共済勘定	-	-	-	-	-
保険勘定	-	-	-	-	-
年金担保貸付勘定	-	-	-	-	-
労災年金担保貸付勘定※ ¹	4,397	3,666	3,114	2,589	1,974
承継債権管理回収勘定※ ²	564,431	468,879	395,404	333,671	279,920
一時金支払等勘定※ ³	-	-	-	-	-
補償金支払等勘定※ ⁴	-	-	-	-	-
法人全体	590,617	494,334	420,307	394,956	442,500

※¹ 労災年金担保貸付勘定については、平成 30 年 10 月 30 日付会計検査院からの意見表示を踏まえ、当該事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を厚生労働省と検討したうえ、当該事業に係る政府出資金相当額の一部について、将来にわたり事業を確実に実施するうえで必要がなくなったと判断し、令和 3 年 12 月 15 日に国庫納付するとともに、同日付で政府出資金を 615 百万円減少させております。

※² 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、令和 3 年度においては、元金及び積立金の合計 64,751 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 53,750 百万円について政府出資金を減少させております。

※³ 一時金支払等勘定については、平成 31 年 4 月 24 日付で勘定を設置しております。

※⁴ 補償金支払等勘定については、令和元年 11 月 22 日付で勘定を設置しております。

2. 役員状況

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	なかむらひろかず 中村裕一	自 平成30年4月1日 至 令和5年3月31日	菱進ホールディングス株式会社取締役社長 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員
理事	いだやすし 依田泰 総務部、企画管理部 情報事業部 NPO リソースセンター	自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	厚生労働省大臣官房審議官
理事	まつなわたし 松縄正 経理部、顧客業務部 共済部、保険・支払業務部	自 令和元年10月1日 至 令和5年9月30日	ニッセイ・リース株式会社取締役執行役員
理事	さとうはじめ 佐藤肇 上席推進役、福祉医療貸付部 経営サポートセンター 年金貸付部、大阪支店	自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	独立行政法人福祉医療機構上席推進役
監事	よしのひろし 吉野裕	自 平成30年7月1日 至 令和4年度の財務諸表 承認日	ちばぎんアセットマネジメント株式会社取締役社長
監事 (非常勤)	おおはしひろこ 大橋裕子	自 平成30年7月1日 至 令和4年度の財務諸表 承認日	大橋裕子公認会計士事務所所長

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設立された独立行政法人であり、厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っております。

また、当機構の業務実績に関する評価については厚生労働大臣が評価を実施し、決定しております。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、本説明書 12～13 ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3. 事業の内容 (5) 日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

① 役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される役員会や経営企画会議において、業務運営の基本方針等に関する審議や経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行っているほか、平成 26 年度より設置されたガバナンス委員会において、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び顧客保護等管理態勢を継続的に充実させ、経営の公正性及び透明性を高めるための審議等を行っております。

② 監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行っております。また、監事は、役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法等に違反する事実もしくは不当な事実があるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び厚生労働大臣に報告しなければなりません。

③ 内部監査

理事長は、当機構の業務運営が規程等を遵守し、適正かつ効率的になされているかについて、職員に命じ内部監査を行っております。

④ 会計監査人による監査

当機構は、通則法第 38 条第 2 項及び第 39 条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めております。